

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の人を対象にした、市区町村が行う介護予防の取組です。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になったと感じたら、地域包括支援センターや市役所に相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できるのは…

- ①「要支援1・2」の認定を受けた人
- ②基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）

これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、尾張旭市の基準で提供するサービスを開始しています。

①訪問型サービス

■既存の介護サービス事業者による、いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■短期集中訪問サービス（無料）

- 保健・医療の専門職が、ご自宅を訪問し、3か月程度集中的にプログラムを提供



②通所型サービス

■既存の介護サービス事業者による、いままでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 機能訓練やレクリエーション、食事・入浴・排せつの介助などの身体介護、健康管理など

■短期集中通所サービス（無料）

- 運動機能の向上が必要な人に対して、保健・医療の専門職が3か月短期集中的に運動機能の向上プログラムを提供



一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

市区町村や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できるサービスです。

- 介護予防教室・講座 ●介護予防の基本をお伝えします
- らくらく筋トレ体操
- らくらく脳の健康教室
- 体操教室（愛知県健康づくりリーダー主催）
- もりもり回復プログラム作成
- 摂食嚥下障害予防「つばめ教室」

